



なお、クレジットの支払期限までに支払わないと、信用情報機関に延滞情報が登録され、将来クレジットカードを作れなくなったり、ローンが組めなくなる恐れがあります。スマートフォンなどの端末代金を分割で月々の通信料などと一緒に支払うこともクレジットに当たりますので、料金の滞納にはくれぐれも注意しましょう。

また、クレジットカードは、暗証暗号をわかりにくいものに設定し、他者に貸し出さないなど適切に管理しましょう。最近、フィッシングサイトなどでカード情報等を不正に取得されるトラブルも発生しています。見覚えのない不審な請求があったら、すぐにカード会社に連絡してください。

預金口座の残高不足や不正利用にすぐ気づくためにも、利用明細や預金残高を定期的にチェックする習慣を身に着けましょう。困った時は、一人で抱え込まずに早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

#### <参考資料>

○国民生活センター 報道資料

【若者向け注意喚起シリーズ<No. 7>】18歳から大人に！クレジットカードの使い方を考えよう！

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220210\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220210_1.html)

○一般社団法人日本クレジット協会

クレジットの基礎知識

<https://www.j-credit.or.jp/customer/basis/index.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

## 2. 5月は「消費者月間」です

<消費者庁からのお知らせ>

「令和4年度消費者月間の保護者向け消費者被害防止セミナー」開催について

令和4年度消費者月間において、令和4年4月の成年年齢引下げを踏まえ「考えよう！大

人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」を統一テーマとして掲げます。  
このテーマに沿って、「令和4年度消費者月間の保護者向け消費者被害防止セミナー」を動画配信形式で下記のとおり開催します。

■タイトル:「18歳から大人」ってどういうこと?-菊間弁護士に聞いてみよう-

■出演者:

弁護士 菊間 千乃

18歳前後の子を持つ保護者

消費者庁審議官 片岡 進(司会)

■主な内容:

1. 「成年年齢引下げ」ってそもそもどういうこと?
2. 懸念される新成人の消費者トラブル
3. もしトラブルに巻き込まれたら
4. 正しい知識に基づく日頃からの注意が一番の対策

■視聴方法:

事前収録済みの動画を消費者庁 YouTube 公式チャンネルにて配信。

配信開始は令和4年5月中旬を予定。

詳細はこちらから (消費者庁ホームページへリンク)

○「令和4年度消費者月間の保護者向け消費者被害防止セミナー」の開催について

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028428/>

○「令和4年度消費者月間」について (消費者庁ホームページへリンク)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/gekkan/2022/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2022/)

.....  
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが  
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

